

令和7年度 都城西高校部活動方針

(1) 学校の教育方針

- ア 本校の教育方針に基づき、部活動を推進し、教科学習との両立を目指す。
- イ 週当たり2日以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。）
- ウ 1日の活動時間は平日2時間程度、学校の休養日は3時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- エ 強化推進部・推進生徒を指定し、高い実績や技能を受験に活かす。また、学校の魅力化・活性化の一助とし、生徒募集にもつなげる。

(2) 部の活動時間の設定

- ア 特別な理由がない限り、放課後、下校時刻までを原則として部活動ができるようにする。
- イ 下校時間（行事等に応じて調整する場合がある）
 - 夏季時間・・・3月～11月 19：00活動終了 19：20校門を出る
 - 冬季時間・・・12月～2月 18：40活動終了 19：00校門を出る

(3) 指導方針

- ア 運動部、文化部顧問は部活動促進に理解を示し、適切な指導が実施されるよう文部科学省が作成した「運動部活動での指導のガイドライン」を参考に実施する。
- イ 運動部、文化部顧問は熱中症等事故防止等に努め、活動時間等の変更、中止等、万全の対策に努める。
- ウ 運動部顧問は「運動部活動指導の手引き等」を活用するなど、種目特性を踏まえた適切な指導に努める。
- エ 生徒とのコミュニケーションを十分に取り、目標が達成できるよう、生徒の主体的活動をサポートすることに努める。

(4) 留意事項

- ア 短時間(下校時刻を守る)で効率のよい部活動をめざす。
万一、部顧問が下校時刻を超えた指導が必要と判断した場合、保護者及び各HR担任とも十分連絡をとり、その理由を明確にする。
- イ 各部とも、それぞれの活動方針を決め、それぞれ生徒に公示して主体的な活動を推進する。
- ウ 上級生による下級生への体罰やハラスメントがないように指導する。
- エ 部活動主体でのボランティア活動等を推進する。
- オ 参加する大会等を精査し、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないよう務める。
- カ 定期考查の1週間前から部活動中止とする。ただし、考查明け1週間程度以内に公式試合（高体連・高野連・高文連及び協会主催）の予定がある場合は、部顧問が大会要項と練習許可願い提出すれば、放課後1時間程度の練習を行うことができる。
- キ 土曜模試等における対外試合について
練習試合は原則行わない。協会、連盟等の派遣要請がある場合は行うことができる。この場合、部顧問は「大会要項」と「出場生徒一覧」を学年主任に1週間前までに提出すること。
- ク 土日を2回跨ぐ考查期間の時は、部顧問からの依頼があれば、1時間程度の練習を行うことができる。
(平成26年2月26日改正) (平成26年4月1日改正) (平成30年度7月19日)
(令和4年3月30日改正) (令和6年4月7日改正)